

倫理憲章

(漁協系統信用事業の使命)

1. 協同組合原則を基本理念とする漁協系統信用事業本来の役割を自覚して、健全な業務運営を行い、会員等利用者からの揺るぎない信頼の確立を図る。

(質の高い金融サービスの提供)

2. 漁業生産ならびに会員等利用者の生活を支える、創意と工夫を活かした質の高い金融サービスの提供を通じて、地域経済・社会の発展に貢献する。

(法令やルールの厳格な遵守)

3. 水協法・定款を始めとするあらゆる法令やルールの厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な運営を遂行する。

(反社会的勢力との対決)

4. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

(会員等利用者・地域社会とのコミュニケーション)

5. 経営情報の積極的かつ公正な開示、あるいは漁業の特性を活かした漁協系統らしい活動等を通じて、会員等利用者はもとより広く地域社会とのコミュニケーションを図る。



勧誘方針

当連合会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆様の立場に立った勧誘に心がけ、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. 組合員・利用者の皆様の商品利用目的、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断をしたり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆様にとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・利用者の皆様に対して、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。



情報セキュリティ基本方針

当連合会は、利用者の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、当連合会内の情報及びお預かりした情報の安全管理(以下、「情報セキュリティ」という。)の確保と日々の改善に努めることが当連合会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 情報資産を適正に取り扱うため、コンピューター犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 情報の取り扱い、情報システム並びに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・物理的・技術的の安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、本基本方針にもとづき、当連合会全体で情報の安全管理を推進できる体制を維持します。
4. 万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。



個人情報保護方針 (プライバシーポリシー)

当連合会は、利用者の皆様よりお預かりした個人情報を正しく取り扱うことが事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 個人情報を取り扱う際に、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」という。)をはじめ、個人情報保護に関する関係諸法令及び主務大臣のガイドラインに定められた義務を誠実に遵守します。

また、特定個人情報を適正に取り扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「マイナンバー法」という。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

※「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、保護法第2条第1項に規定する特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様といたします。

※「特定個人情報」とは、マイナンバー法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様といたします。

2. 利用目的を可能な限り特定した上、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を取り扱います。

ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

※「ご本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

3. 個人情報を取得する場合は、適正な手段で取得するものとし、また、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表します。
ただし、ご本人から、書面により直接取得する場合には、あらかじめ明示します。
4. 取り扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努め、また、個人情報の安全管理のために必要・適切な措置を講じ、役職員等及び委託先を監督します。
※「個人データ」とは、保護法第2条第2項に規定する個人情報データベース等を構成する個人情報をいい、以下同様とします。
※「役職員等」には、役員及び職員以外に当連合会の指揮・監督下にある派遣労働者を含みます。
5. 法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを当連合会以外の第三者に提供しません。
また、マイナンバー法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。
6. ご本人の機微(センシティブ)情報(政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等にもとづく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
7. 保有個人データにつき、法令にもとづきご本人からの開示、訂正等に応じます。
※「保有個人データ」とは、保護法第2条第5項に規定する保有個人データをいいます。

8. 取り扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し、迅速かつ適切に取り組み、そのための内部管理体制の整備に努めます。
9. 取り扱う個人情報につき、役職員等に適正な情報管理を周知徹底させるため、計画的に教育・研修等を行います。
10. 取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどにより、本保護方針の適正な実施運営及び継続的な改善に努めます。



利益相反管理方針

当連合会は、利用者の利益が不当に害されることのないよう、水産業協同組合法および関係するガイドラインに基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当連合会の行う信用事業関連業務に係る利用者との取引であって、利用者の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の種類

「利益相反のおそれのある取引」の種類及び主な取引例としては、以下のとおりです。

(1) 利用者と当連合会間の利益が相反する類型

（取引例）

○秘密保持契約を締結して特定部署が入手した利用者の情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。

○抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

(2) 当連合会の「利用者と他の利用者」との間の利益が相反する類型

（取引例）

○接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

3. 利益相反の管理の方法

当連合会は、利用者との取引に際して、利用者の利益保護の観点から、利益相反のおそれのある取引（以下「対象取引」という。）を特定します。

当連合会は対象取引について、次に掲げる方法、その他の方法を選択し、またそれらを組み合わせることにより当該利用者の保護を適切に行います。

- (1) 対象取引を行う部門と当該利用者との取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該利用者との取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該利用者の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該利用者に適切に開示する方法(ただし、当連合会が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。)
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定及びその管理のために行った措置については、当連合会で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

5. 利益相反管理体制

- (1) 当連合会は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当連合会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当連合会の役職員に対し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

6. 利益相反管理体制の検証等

当連合会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。



利用者保護等管理方針

当連合会は、水産業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者(当連合会の利用者および利用者になろうとする方を意味します。)の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。)および情報提供を適切にかつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含みます。)し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 取引に伴い、当連合会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

【備考】

本方針の「取引」とは、「与信取引(貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約)、貯金等の受入れ等において利用者と当連合会との間で事業として行われるすべての取引をいいます。



静岡県信用漁業協同組合連合会

金融円滑化にかかる基本的方針

当連合会は、漁業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当連合会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当連合会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

1. 組合員の皆さまをはじめとするお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、組合員の皆さまをはじめとするお客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 事業を営む組合員等の皆さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、組合員の皆さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対し金融円滑化の趣旨を周知徹底することにより、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 組合員等の皆さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、組合員等の皆さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当連合会は、組合員の皆さまをはじめとするお客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、組合員の皆さまをはじめとするお客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5.

- (1)お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等(政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。)と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- (2)中小企業者から特定認証紛争解決手続(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第2条第26項に規定する特定認証紛争解決手続をいう)の実施の依頼を受けた特定認証紛争解決事業者より当該特定認証紛争解決手続の実施を依頼するか否かの確認があった場合には、当該中小事業者の事業についての改善または再生の可能性その他の状況を勘案しつつ、出来る限り、当該特定認証紛争解決手続の実施の依頼をするよう努めてまいります。
- (3)中小事業者であって株式会社企業再生支援機構法第26条の第1項に規定する対象事業者(以下この項において「対象事業者」という)に対して有する債権について、株式会社企業再生支援機構から同条第1項に規定による同項に規定する買取申込等の求めがあった場合には、当該対象事業者の事業についての改善または再生の可能性その他の状況を勘案しつつ、出来る限り、これに応じるように努めてまいります。
- (4)その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、漁業信用基金協会、企業再生支援機構、事業再生ADR等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6. 金融円滑化管理に関する体制について

当連合会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

- (1) 会長以下、関係役員及び部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- (2) 当連合会は審査部長を「金融円滑化管理責任者」として、当連合会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 各営業店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各営業店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7. 当連合会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。



反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当連合会は、事業を行うにつきまして、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(以下、「政府指針」という。)」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マネー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(運営等)

反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当連合会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

(反社会的勢力等との決別)

反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

(組織的な対応)

反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

反社会的勢力等への対応に際し、適切な助言、協力を得ることができるよう、平素から警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など外部専門機関等との連携強化を図ります。

(取引時確認)

犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

(疑わしい取引の届出)

疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

※「反社会的勢力」とは、「政府指針」に記載されている集団または個人を指します。

